

# ○国立大学法人埼玉大学教育機構日本語教育センター規程

〔平成24年6月21日  
規則第17号〕

改正 平成24.11.30 24規則52 平成27.3.20 26規則80  
令和4.3.17 3規則41 令和5.6.22 5規則14

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構日本語教育センター（以下「日本語教育センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 日本語教育センターは、本学における学生の日本語力の向上を図るため、質の高い教育を提供することを目的とする。

(業務)

**第3条** 日本語教育センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な日本語教育の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (2) その他日本語教育センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

**第4条** 日本語教育センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 教育機構日本語教育センターの担当を命ぜられた教員
- (3) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

**第5条** センター長は、センターの担当を命ぜられた教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

**第6条** 日本語教育センターの事務は、学務部教育企画課及び留学・国際交流課において処理する。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24.11.30 24規則52)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

**附 則**（平成27. 3.20 26規則80）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4. 3.17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5. 6.22 5規則14）

この規程は、令和5年6月22日から施行する。